名称　能生港灯台
位置
所在地　新潟県糸魚川市（弁天岩）
北緯　三七―〇六―三三
東経　一三七―五九―三四
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　七・五海里
地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで二九メートル
変更年月日　平成二十二年三月三日

○海上保安庁告示第百十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　ヨシ島灯台
位置
所在地　北海道松前郡松前町（ヨシ島）
北緯　四一―二六―三七
東経　一四〇―〇二―〇〇
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P二十八灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（C二灯）の南東方約七三メートル
北緯　三四―二五―三五
東経　一三五―一六―四二
変更した事項
高さ　橋脚上部　平均水面上から灯火まで二八メートル　橋脚下部　平均水面上から灯火まで六・三メートル
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P二十九灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（C三灯）の北西方約七三メートル
北緯　三四―二五―三一
東経　一三五―一六―四六
変更した事項
高さ　橋脚上部　平均水面上から灯火まで二八メートル　橋脚下部　平均水面上から灯火まで六・三メートル
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P三十一灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（C三灯）の南東方約七七メートル
北緯　三四―二五―二八
東経　一三五―一六―五〇
変更した事項
高さ　橋脚上部　平均水面上から灯火まで二八メートル　橋脚下部　平均水面上から灯火まで六・三メートル
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　白石島港沖防波堤東灯台
位置
所在地　岡山県笠岡市（白石島港沖防波堤東端）
北緯　三四―二四―四二
東経　一三三―三一―〇七
変更した事項
光質　単閃赤光　毎五秒に一閃光
光達距離　実効光度二五カンデラ
高さ　三・五海里
地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　福山港箕沖泊地A灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北方約七・三キロメートル）
北緯　三四―二五―四八
東経　一三三―二六―四三
変更した事項
位置　広島県福山港（鴻石灯標の北方約七・三キロメートル）
北緯　三四―二五―四七
東経　一三三―二六―四四
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　福山港箕沖泊地B灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北方約七・七キロメートル）
北緯　三四―二六―〇二
東経　一三三―二六―四四
変更した事項
位置　広島県福山港（鴻石灯標の北方約七・七キロメートル）
北緯　三四―二六―〇三
東経　一三三―二六―四三
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　亀徳港導灯（前灯）
位置
所在地　鹿児島県大島郡徳之島町（亀徳）
北緯　二七―四四―三〇
東経　一二九―〇一―一四
変更した事項
記事　本灯は、二灯一線二八二・五度を中心に幅約一八度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　亀徳港導灯（後灯）
位置
所在地　鹿児島県大島郡徳之島町（前灯の西北西方約一三〇メートル）
北緯　二七―四四―三一
東経　一二九―〇一―一〇
変更した事項
位置　鹿児島県大島郡徳之島町（前灯の西北西方約一〇メートル）
北緯　二七―四四―三一
東経　一二九―〇一―一〇
記事　本灯は、二灯一線二八二・五度を中心に幅約一八度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　津堅島灯台
位置
所在地　沖縄県中頭郡勝連町（津堅島）
北緯　二六―一四―五七
東経　一二七―五六―一三
変更した事項
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ
高さ　一二・〇海里
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　クエフ島南方灯標
位置
所在地　端島灯台（沖縄県島尻郡渡嘉敷村）の東方約九・五キロメートル
北緯　二六―一四―四六
東経　一二七―三三―一一
変更した事項
光　実効光度二五カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十二年三月四日
名称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（P三灯）
位置
所在地　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）の北北東方約二メートル
北緯　二四―二〇―〇三
東経　一二四―〇九―四二
変更した事項
変更年月日　一時業務休止中のところ復旧
平成二十二年三月四日

○海上保安庁告示第百十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）の北北東方約五三メートル
北緯　二四―二〇―〇三
東経　一二四―〇九―四一
変更した事項
変更年月日　一時業務休止中のところ復旧
平成二十二年三月四日
名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P十七灯）